

亀田町共通商品券（500円券、1000円券）

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

払戻し実施のお知らせ

対象となる商品券

未使用の亀田町共通商品券(500円券、1,000円券)

※3分の1以上滅失している商品券、偽造された商品券、番号部分が切れていて分からない商品券は、対象にはなりません。



申出期間

平成29年1月4日(水)～平成29年3月31日(金)

※期間内に申出をされない方は、払戻し手続きから除斥されます。

申出方法

対象となる商品券をお持ちのうえ、直接下記の事務所へお申出下さい。

払戻し方法

後日、直接下記事務所にて現金で払戻ししますので、引換券(申出時発行)、認印をお持ちのうえ、お越し下さい。

＜お問合せ先・申出先・払戻し先＞

亀田町商業協同組合(亀田商工会議所内)

新潟市江南区亀田新明町2-2-30

TEL 025-382-5111

※平日(土曜日除く)午前9時～午後5時30分